横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第1296号)

平成27年4月16日

横情審答申第1296号 平成27年4月16日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

平成26年9月11日神総第914号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年「経済センサス基礎調査」「商業統計調査」に係る調査員及び 指導員の推薦について(回答)(平成26年4月22日起案 神総第158号)」の 一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が「平成26年「経済センサス基礎調査」「商業統計調査」に係る調査員及び指導員の推薦について(回答)(平成26年4月22日起案 神総第158号)」を一部開示とした決定について、横浜市長がなお非開示とすべきとしている部分は、非開示とすることが妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成26年「経済センサス基礎調査」「商業統計調査」に係る調査員及び指導員の推薦について(回答)(平成26年4月22日起案 神総第158号)」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成26年6月27日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)のうち調査員従事実績及び電話応対の記録(以下「本件非開示部分」という。)を非開示とした決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件非開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため本号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。
- (2) しかしながら、本件異議申立てを受けて改めて検討したところ、本件非開示部分 のうち調査員従事実績の全部及び電話応対の記録の一部については、個人に関する 情報であるとしても、当該情報それ自体から、又は他の情報と照合することにより 特定の個人を識別することはできないと認められることから、本号に規定する非開 示とすべき個人情報には該当しないと判断した。

具体的には、「平成26年経済センサス基礎調査区別算定用企業数等一覧表(神奈川区)」中、調査員従事実績として非開示とした「H24経済センサス担当していたか」欄には非開示とすべき個人情報に該当するものがないものと判断した。

また、電話応対の記録として非開示とした「電話関係」欄のNo.2、4、36、54、

58及び106に記載のある個人の氏名及びNo.102に記載のある年齢を除いた部分には非 開示とすべき個人情報に該当するものがないものと判断した。

なお、非開示とすべき個人情報に該当するものがないと判断した部分については、 答申を受けた後、開示する決定に変更する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書において主張している本件 処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件非開示部分のうち、特定の個人が識別されない部分の開示を求める。
- (2) 申立人は、調査員の推薦に関する実態を確認する必要がある。

5 審査会の判断

(1) 経済センサス基礎調査及び商業統計調査に係る調査員の推薦事務について

経済センサス基礎調査は、全ての事業所を対象に、産業、従業者規模等の基本的構造を明らかにすることを目的に5年に1度、全国で一斉に実施される統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査である。

商業統計調査は、商業を営む事業所(卸売及び小売事業所)を対象に、商品販売 額等を把握し、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ること を目的に5年に1度、全国で一斉に実施される統計法に基づく基幹統計調査である。

経済センサス基礎調査及び商業統計調査(以下「経済センサス基礎調査等」という。)は実施年度が同じことから、一体的に実施されている。

調査員及び指導員の任命は、市町村長の推薦に基づき都道府県知事が行うものであるが、横浜市では、調査員の推薦は各区長が各種統計調査での従事実績等を考慮して行っている。

なお、指導員については各区総務部総務課統計選挙係の職員を充てている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成26年度に実施された経済センサス基礎調査等の調査員及び 指導員の推薦に係る文書である。当該文書は、起案表紙、起案本文のほか、平成26 年経済センサス基礎調査区別算定用企業数等一覧表(神奈川区)、調査員名簿、指 導員名簿等で構成されている。

申立人は、本件非開示部分のうち特定の個人が識別されない部分の開示を求める と主張している。 これに対して実施機関は、一部開示理由説明書において、調査員従事実績の全部 及び電話応対の記録の一部は非開示とすべき個人情報に該当するものがないことか ら開示する決定に変更するが、電話応対の記録の一部には個人の氏名及び年齢が記 載されていることから、当該部分は条例第7条第2項第2号に該当するため、なお 非開示とすべきであると判断したと説明している。

よって、当審査会は、以下、実施機関がなお非開示とすべきであると判断した当 該個人の氏名及び年齢について検討する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関がなお非開示を維持するとしている部分を見分したところ、個人の氏 名及び年齢であることが認められた。

個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

次に、個人の年齢について検討する。実施機関は本件異議申立てを受けて、調査員従事実績として非開示とした部分の全て及び電話応対の記録のうち個人の氏名及び年齢を除いた部分について開示する決定に変更すると説明している。当審査会が当該部分を見分したところ、調査員従事実績では前回の調査を担当したか、前回と同じ町の担当かなどの情報が、また、電話応対の記録では調査地区を担当するに当たっての調査員の要望などが確認できることが認められた。また、本件申立文書においては、既に各調査員が担当する町丁名を開示していることも認められた。そうすると、本件異議申立てに係る個人の年齢は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、本号本文前段に該当する。

また、これらの情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するため一部開示とした決定について、実施機関がなお非開示とすべきとしている個人の

氏名及び年齢は、非開示とすることが妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井惠里可、委員 久保博道

《参考》

審査会の経過

年 月 日	審査の経過
平成26年9月11日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年9月18日 (第176回第三部会) 平成26年9月25日 (第255回第一部会) 平成26年10月10日 (第260回第二部会)	・諮問の報告
平成27年1月15日 (第180回第三部会)	• 審議
平成27年2月5日 (第181回第三部会)	• 審議
平成27年3月5日 (第182回第三部会)	• 審議